

令和4年(ネ)第1893号 各損害賠償等、同反訴請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告) 部落解放同盟外 234名

控訴人兼被控訴人(一審原告) 示現舎合同会社外 2名

控訴審準備書面 5

(一審原告らが提出した事実実験公正証書等について)

令和4年11月10日

東京高等裁判所第16民事部二係御中

控訴人兼被控訴人(一審被告)	示現舎合同会社
上記代表者代表社員	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	宮部 龍彦
控訴人兼被控訴人(一審被告)	三品 純

本書面では、一審原告が提出した事実実験公正証書(甲344, 490)と、令和4年10月11日東京高裁第10民事部の決定(乙792)を受けて、追加の主張を行う。

第1 一審原告らが提出した事実実験公正証書(甲344, 490)について

一審原告らより平成4年10月3日付けの追加の事実実験公正証書(甲490)が提出されたが、原審で提出された令和元年7月26日付けの事実実験公正証書(甲344)と矛盾している(甲344と490を総称して単に「本件公正証書」という)。さらに検討したところ、甲490の内容と別の証拠の間に矛盾があるし、そもそも本件公正証書は公正証書としての要件を満たしておらず、証拠から排除しなければならない。

その理由を以下に述べる。なお、本件公正証書の「事実実験」の要件が真で

ある場合を便宜上「同和地区出身者」とした(理由は以下の1に詳述する)。

- 1 本件公正証書が、違法無効の法律行為を内容とするものである(公証人法 26 条違反)

本件公正証書は事実上の「同和地区出身者」(本件公正証書では「被差別部落出身者」との用語が用いられている)を判断する趣旨で作られたものである。

そのため、公正証書は明治4年8月28日太政官布告第449号「穢多非人等之称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事」に反し、憲法14条各号にも反する、違法なものである。

原判決のいう「同和地区出身者」や本件公正証書がいうところの「被差別部落出身者」は、実質的には「穢多非人等」と同様のものであるし、そのことを基準として原告を振り分けた原判決は「社会的身分又は門地」による差別に他ならない。

本件公正証書は、事実上は乙793のような「穢多人別帳」と同様であり、現憲法下では絶対に作成してはならないものであり、本件公正証書の作成自体が違法行為である。

なお、一審被告らは本件に係る仮処分に係る、横浜地方裁判所の保全異議申立事件で、これに類する主張をしたところ、横浜地方裁判所は「「同和地区といわれる地区の存在については、同和対策審議会においても実態調査が実施され、具体的な統計がとられているところ、個人債権者らが同和地区出身者であるとの主張は、同和地区といわれる一定の地区の出身者であることを意味するものにすぎず、法律上その他の何らかの身分が存在することを意味するものではないから、債務者の主張は、採用できない。」との判断をした(乙794 24頁7から16行目)。

しかし、本件訴訟においては、原判決は、解放同盟員は同和地区出身者で

あり、同和地区出身者の配偶者は同和地区出身者であるとの判断をしている。そして、一審原告らは過去に同和地区に住所や本籍地を置いたものや、同和地区出身者の親族全般も同和地区出身者であるとの主張をしている。

本件公正証書は親族の住所や本籍も「事実実験」の対象としている通り、趣旨としては一審原告らが穢多非人等に相当するような身分にあるかどうかを判別するものであることは明らかである。

こうなると、原判決や一審原告らや本件公正証書のいう「同和地区出身者」ないし「被差別部落出身者」という概念は「一定の地区の出身者」を指すものではなく、地縁血縁により伝播するものであり、これを身分ではないと理解することは不可能である。

それに対して、自分自身が同意しているのだからよいのだという反論があり得るが、本人に対するものであろうと他人に対するものであろうと、穢多非人に類する身分を認定して、それによって法律上の判断をするという行為には変わりがない。

あくまで『全国部落調査』等との関係を実験したのであって、同和地区出身者かどうかという判断をしたものではないという反論も考えられようが、部落の地名に住所や本籍地があれば差別対象となるということが原判決や一審原告らの主張であるし、『全国部落調査』が偽書であるとの判断はされていないし、そう判断できる理由もない。

あるいは部落の場所を明かした一審被告らに対抗するためといった反論も考えられようが、一審被告らは住所や本籍地が部落にあれば同和地区出身者だという趣旨のことは主張していない。そのような考え方を持ち出したのは一審原告らであるし、住所や本籍地を機会的に照合する方法については何もないところから原判決が勝手に「発明」したものである。

いずれにしても、公証人が報酬を受け取って本件公正証書のようなものを作成することを正当化するのであれば、それは探偵や興信所が報酬を受け取って「身元調査」を正当化する言い訳を作ることと変わりがない。そして、法律論で言えば、公務員と同等の立場にある公証人による身元調査の方が、民間人によるものよりもはるかに悪質である。

公証人法第3条によれば、公証人は正当な理由があれば依頼を拒むことはできないので、本件公正証書が適法であるなら、同様の依頼を拒めないということになる。仮に同和地区出身の証明を意図したような依頼なら断れると言うのであれば、それは結局のところ本件公正証書が同和地区出身を証明した書面だということである。

## 2 公証人が中立的な立場ではない(公証人法 22 条 3 号違反)

甲 344 を作成した河村吉晃公証人は平成 13 年 1 月 5 日まで法務省の幹部を務めた経験がある。法務省での最終経歴は法務大臣官房参事官である(乙 795)。

甲 490 を作成した萩原秀紀公証人は平成 24 年 9 月 25 日から平成 26 年 7 月 17 日まで法務省人権擁護局長を務めていた(乙 796, 797)。

甲 14『終わっていない「部落地名総鑑事件」』(116 頁)によれば昭和 50 年の、いわゆる部落地名総鑑事件の際に、部落地名総鑑を回収して、焚書したのが法務省である。同書によれば、当時の法務省は一審原告解放同盟による、企業等に対する苛烈な糾弾を見ており、従わざるを得ない立場にあった。

その法務省は今現在、一審被告らに対して執拗に干渉しており、令和 2 年 6 月以降、一審被告示現舎が回線を使用しているインターネットプロバイダに対して、嫌がらせとも取れる行為をしている。乙 768 によれば、回線事業者に過ぎないプロバイダに対して法的根拠なしに削除要請と契約者情報の開示要請を

しており、プロバイダの業務に支障が出るような状態になっている。本件訴訟でも明らかな通り示現舎は合同会社として登記しているし、身元を隠していないのだから、法務省の要請は不必要なものであり、あからさまな嫌がらせである。なお、法務省の要請は電気通信事業法 3 条と 4 条(検閲の禁止と守秘義務)の違反を教唆するものであり、応じると違法行為を行ったとして、電気通信事業を所管する総務省等からさらなる干渉を受ける可能性があるから、応じないように一審被告官部からプロバイダに対して電話で回答した。

法務省がこれほどまでの行為を行っている中で、『全国部落調査』等の公表が違法でないとの判決が出されると、法務省のメンツが潰れることになり、法務省としては一審原告らが勝訴することが言わば「省益」となっている。

また、法務省はいわゆる部落地名総鑑事件に関係して、部落解放同盟に盲従してきた過去がある。常識的に考えれば、法務省の OB が、実質的に部落解放同盟中央本部からの囑託に対し、是々非々で対応できるわけがない。言い換えれば、利害関係のある会社の役員だった者が、公証人を引き受けるようなものである。

従って、河村吉晃と萩原秀紀は本件訴訟について中立的な立場ではない。

公証人法 22 条 3 号は囑託された事項について利害のある者が公証人となることを禁じており、甲 344, 490 は適法に作成された公正証書であると言えない。

### 3 甲 472 陳述書と本件公正証書の内容が矛盾している。

訴外小宮春樹陳述書(甲 472)2 頁には「また原告 201 は、居住地の変更をしているのでプライバシー侵害にあたらぬ、と判断されました。原告 201 が移転したのは、家族が病気になって福岡の病院に入院し一日の多くの時間の付き添いが必要になったために、やむを得ず居住地の変更をしていますが、裁判の途中までは「ウェブサイトに掲載された住所又は本籍」に居住していました。本

人は、よもや県ごと佐賀県が差し止めから除外されるとは思わなかったので、住所を変えましたが、そんなことがわかっているのなら住所を変えなければよかったと言っています」と書かれている。

一方甲 344 には「囑託人から提示を受けた本件各訴訟の訴状によれば、本件各訴訟における被告らの問題行動と主張されているのは 2016 年(平成 28 年)2 月以降のことであるところ、住所地に含まれる地名が別紙 4 の一覧表内に記載されていることが確認された原告らについては、全員が 2015 年(平成 27 年)以前には当該住所地に住所を定めたことが確認された。また、現住所ではなく、関係戸籍に含まれる地名のみが別紙 4 の一覧表内に記載されていることが確認された原告らについては、当該関係戸籍の全てが 2015 年(平成 27 年)以前に作成されていることが確認された」と書かれている。

もし甲 472 陳述書のとおりであれば、甲 344 に原告 201 の住所地が本件地域一覧の地名に該当する旨が記載されるはずだが、そうっていない。これは明らかに矛盾である。

なお、甲 490 によれば原告 201 の本籍地が本件地域一覧に掲載されているとされているが、住所地については触れられていない。また、後述の通り甲 472 と甲 490 では判断基準が異なっており、信用できない。

仮に甲 344 に掲載されていないのが手違いで、再検討の結果甲 490 に掲載されたのだとしたら、甲 344 の信憑性自体が疑われる。

いずれにしても、本件公正証書に虚偽が含まれているか、「事実実験」に係る判断がずさんなものである可能性が高い。

#### 4 住所または本籍地がいつの時点のものなのか特定されていない。

本件公正証書から読み取れるのは住所や本籍地について 2015 年以前の時点のものであるということだけであり、2016 年以降は空白期間となっており、本

件訴訟提起の時点と現在の住所と本籍地は分からない。仮に 2016 年初頭に住所または本籍地をいわゆる部落外に変更している一審原告らがいれば、本件地域一覧に関してはもはや訴えの利益がないことになり、原判決の判断は当てはまらない可能性がある。

5 甲 344 と 490 で「事実実験」の判断基準が変わっている

甲 344 よりも 490 の方が「同和地区出身者」の要件が緩くなっており、もはや結果ありきで判断基準を変えていることが明らかである。

例えば甲 490 では「一審原告又はその近親者の住所又は本籍が、別紙 4 の一覧表中の「現在地」欄に「△△市」あるいは「△△市▲▲区」とのみ記載されている市又は区にあることが確認された場合には、「(当該欄に)記載されていることが確認された」と記載した」という、甲 344 になかった条件が加えられており、単に市区単位的一致でも「同和地区出身者」と判断したと解釈できる。

また、甲 344 では「別紙 4 の一覧表内に「□□三丁目」といったような限定した表示がある場合には、たんに□□部分だけではなく、丁目までが一致している場合に限って「記載されていることが確認された」とした」とあるのに、甲 490 ではこの条件がなくなっている。

判断基準が二転三転するのであれば、「事実実験」の意味がなく、少なくとも甲 344, 490 を一貫した証拠とは見ることができず、両方の証拠を採用するのであれば一審原告らにとって有利な「いいとこ取り」をすることになる。

特に、原告番号 248 番西島藤彦委員長については、甲 344 では「同和地区出身者」ではないのに甲 490 では「同和地区出身者」とされており、結果が変わった理由が本件公正証書からは確認できない。

平成 4 年 8 月 4 日の口頭弁論の意見陳述で、一審被告宮部が「最近就任したトップである委員長自身が、『全国部落調査』と戸籍と住民票により同和地区

出身と判断できていません」と言ったことに憤慨して、急遽つじつまを合わせたことが強く推認される。

仮にそうでなく、甲 344 の事実実験に漏れがあつて甲 490 で補充したということであれば、甲 344 の信頼性自体が疑われる。

#### 6 「事実実験」に過度に一審原告ら代理人が関与している

甲 344, 490 のいずれの公正証書も、住民票、戸籍謄本、公的資料や文献の収集、整理、公証人への指摘を一審原告代理人らが行っており、これでは一審原告代理人らによる文書の改ざんを排除できない。使われた文献もほとんど示されておらず、「事実実験」の正確性を担保するものがない。

#### 7 事実実験とは言えない、曖昧な部分がある

甲 344, 490 のいずれの公正証書も、「事実実験」の方法、判断基準が過度に複雑かつ曖昧であり、もはや事実ではなく意見に過ぎない。

例えば、本件公正証書には「現住所における□□部分が複数の地名から構成されていると考えられる場合」(甲 344 7 頁 7, 8 行目、甲 490 7 頁 16, 17 行目)という記述があるが、「複数の地名から構成されている」が、別々の大字が連結されたものなのか、大字・小字の組み合わせなのか、合成地名なのか定かではなく、「考えられる」というのであるから明らかに事実ではなく、公証人の意見に過ぎず、事実実験の範囲を越えている。なお「当該地名に含まれると思われる」(甲 344 8 頁 11, 12 行目)という記述もある。事実実験公正証書は、公証人の「思い」を書くものではない。

『全国部落調査』は昭和 11 年に作成された資料であるため、本件公正証書では「全国市町村名変遷総覧」および地方自治体の公的資料を判断材料にしたというが、地名は小字単位でも変遷し、河川改修や埋め立て等でもっと細かい範囲で変遷することはごく普通にあることである。本件公正証書では、具体的

な公的資料の名称は示されておらず、公的資料があっても地理・地史学の高度な知識を必要とするはずであるが、いずれの公証人の経歴を見てもそのような学識があるとは考えられず、あきらかに公証人の能力を越え、本件公正証書の真実性さえ疑われる。むしろ、200 を超える旧地名と新地名を照合する作業では、誤りや、判断が分かれる箇所があると考えざるべきである。

ごく素朴な疑問として、ここまで複雑な事実実験公正証書の作成を公証人が引き受けることが常識的に信じがたい。

- 8 全般に内容が杜撰であり、特に甲 490 は意図的に杜撰な内容にしたことが疑われる

甲 344 は過去の地名からどのように現在の地名を特定したのか一審原告ごとに明らかにせず、具体的に一審原告が関係する部落を明らかにせずに、都府県単位でのみ『全国部落調査』との関係を明らかにするという、ずさんなものであった。それに対して、原判決は「前後の記載から当該部分が推知される」(原判決 35 頁 1, 2 行目)という虚偽の理由説明をして、都府県単位で出版等禁止の判断を行った。前後の記載から当該部分が推知されようとされまいと、原判決が、一審原告らの勝訴ありきの判決を書くためには、高々都府県単位での判断しかできない甲 344 しか材料がなかったためである。

甲 490 では、前述の通り甲 344 よりも「事実実験」の条件を緩めた上に、相変わらず都府県単位で「部落所在地」あるいは「現在地」欄に記載されていることが確認されたとの記述に留めている。

そのような杜撰さを裏付けるように、甲 490 は一審原告らの書面提出期限、令和 4 年 10 月 3 日当日ぎりぎりになって完成されている。

一審原告らは原判決の結果に味をしめ、裁判所を愚弄して、「事実実験」の条件を緩めて、公正証書の内容を杜撰なものにすればするほど、裁判所もそ

れに合わせて判決理由をより杜撰なものにし、自身らに有利な判決を下すことを期待している。

## 第2 過去の住所又は本籍、親戚の住所又は本籍との関係について

裁判所にとっては顕著な事項と考えられるが、閲覧等の制限決定の取消しの申立て却下決定(平成28年(モ)第8207号 令和4年3月30日)に対して抗告がされ、東京高等裁判所第10民事部により令和4年10月11日にそれに対する棄却決定がされている(乙792以降「本件決定」という)。

本来、本件訴訟で反論すべきものではないものかも知れないが、一審被告らの経験上、部落問題が関係する訴訟や行政不服審査では、結論ありきで後付の理由が付け加えられた経験を何度もしている。なおかつ、本件決定には事実上、本件訴訟控訴審の結果を「先取り」した部分があると考えられることから、予防的にその部分に対して反論する。

具体的には、「個人原告らは、現在の住所又は本籍のみならず、過去の住所又は本籍、親戚の住所又は本籍の開示が求められる場面も多々ある旨等を主張し、本件目録のうち、個人原告らの住所又は本籍の属さない都道府県に係る部分についても出版を差し止めるよう求めて控訴しているにもかかわらず、本件目録に記載されている情報がいったん流通してしまうとその回復は不可能又は著しく困難になってしまう」(甲792 4頁12から17行目)という部分である。

### 1 過去の住所又は本籍の開示が求められる場面

常識的に考えれば、「過去の住所又は本籍の開示が求められる場面」が多々あるというのは荒唐無稽な主張である。

確かに住民票には1つ前の住所が掲載され、戸籍謄本には1つ前の本籍地が書かれるが、そもそも住民票や戸籍謄本の開示を求められる場面が少ない

し、全住所や従前の本籍地の確認を目的とされることはまずない。ましてや誰かの住民票や戸籍謄本の前住所や従前本籍地が部落かどうか確かめようという発想は極めて異常で、一審被告らが知る限り実際にやったのは一審原告らか甲 344, 490 公正証書を作成した公証人か原判決くらいである。

## 2 親戚の住所又は本籍の開示が求められる場面

常識的に考えれば、「親戚の住所又は本籍の開示が求められる場面」が多々あるというのは荒唐無稽な主張である。

ここでいう親戚というのが何親等までを指すのか分からないが、民法上の親族の範囲である血族 6 親等と姻族 3 親等までの住所又は本籍の開示が求められる場面というのはまずない。それどころか、兄弟でも転籍すれば転籍先の戸籍までも知る機会はないし、3 親等以上になれば本籍地を知ることのほうが稀であるし、住所を知らないことも珍しくない。

## 3 もはや、被差別身分の概念を一審原告らが作り出し、司法が追認しようとしている

過去の住所本籍地や、親族の住所本籍地によって差別されるといふ、一審原告らの主張は、もはや理解不能のものである。前述のとおり、そのような概念が国民の間にあるとは到底考えづらいし、誰もが自身の親族の住所本籍地を全て把握しているということは常識的にあり得ない。

同和対策事業において、国や地方自治体、一審原告解放同盟のような同和団体が、過去の住所本籍地や親族の住所本籍地まで調べて、事業対象者である「同和関係者」を把握していたとは考えづらい。

少なくとも、原判決は一審原告解放同盟を同和地区出身者の団体と認識しているが、仮に一審原告らの主張するような要件で同和地区出身者と認識されるのであれば、もはや誰でも同和地区出身者にできてしまう。

しかも、一審原告らの手にかかれば、公証人に甲 344, 490 公正証書のような人別帳のようなものを作らせ、誰かを同和地区出身者と公認できてしまう。

一方で、一審被告宮部のように団体にそぐわない人物に対しては、一審原告らの主張する差別される対象の要件を満たしていても「あなたはいわゆる一般地区とされている地区の御出身ですよね」(令和 2 年 9 月 28 日付、宮部龍彦に対する本人尋問の本人調書 37 頁 10 行目)と言って排除する。

そのようなことを司法が許さないどころか、原判決のように法律上の判断の材料としてしまい、控訴審ではさらに一審原告らの主張を丸呑みしようとしている。

一審原告らの主張、本件訴訟に関係する行為を見れば、一審原告解放同盟はまるで江戸時代の「長吏組織」のようであり、自分たちが仲間と認めるものだけを「同和地区出身者」と認め、政府・司法がそれを追認している。これはまさに、現憲法下で身分制度を運用しているようなものである。

それを正当化するために、一審原告らや原判決は、具体的に誰がどのように行っているのか定かでないような「部落差別」を持ち出して、卑怯にも国民全般に責任をなすりつけている。裁判所の判決や決定を愚弄していると言われるかも知れないが、裁判官や法務省幹部を歴任した公証人が公正証書に名を借りた人別帳である甲 344, 490 を作ったことの方が、よほど国民を愚弄している。

以上